

第2章 社会保障施策の概要と最近の動向

第6節 英国(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)

2024年7月に行われた総選挙で労働党が勝利し、14年ぶりの政権交代となった。新たに発足したスターマー政権は、2025年7月、増大する診療待機リストなどの課題に対応するため、国民保健サービス（NHS: National Health Service）改革のための10カ年保健計画を公表し、「病気から予防へ」、「病院から地域へ」、「アナログからデジタルへ」の3つを柱とする改革を推進する方針を示した。また、年金制度についても、英国の経済成長のために投資に焦点を当てた大規模な改革を行うとしており、同月、3度目となる年金支給開始年齢見直しの開始を発表すると共に、年金制度全体の抜本改革のため年金委員会を再編成し、2027年までに制度全体の見直しを実施することが発表された。

2022年は、年率10%を超える物価上昇率が続き、英国内で「Cost of living crisis」とも呼ばれる厳しい経済状況であった。2025年現在はピーク時より低下しているものの、国家統計局（ONS）によると、2025年12月は3.4%であり、年間を通じて高止まりの傾向となっている。

1 概要

労働者互助組織である友愛組合の伝統のもと、1911年の国民保険法により社会保障制度が創設された。その後、第二次大戦中に提出された有名な「ベバリッジ報告」により戦後の社会保障制度の青写真が示され、逐次整備が進められてきており、歴史的に見て、社会保障制度の体系的な整備に先駆的に取り組んできた国の一つと言える。

概括的にいえば、社会保障の枠内でも、

- ①税財源により原則無料でサービスを提供し、公的関与度の高い医療
 - ②社会保険方式に基づき、公的年金の水準は低く、私的年金を活用する年金
 - ③自治体为中心的な役割を果たし、民間サービスの活用も図られている福祉
- といった特色がある。

2016年の国民投票でEU離脱支持が過半数を超える結果となった。離脱協定案について英議会で否決された結果、EU離脱プロセスが膠着状態に陥るなど紆余曲折はあったものの、2020年1月末にEUを離脱した。この間、社会保障に関して大きな制度改革は行われてこなかったが、2021年、ジョンソン政権が、国民保険料引上げ・生涯介護費用のキャップ制を含む大規模な介護制度改革案を提案し、その動向が注目された。しかし、その後のトラス政権、スナク政権において、経済政策や地方自治体の準備不足等の理由から、国民保険料引上げの撤回、生涯介護費用のキャップ制の導入の延期等が発表され、その実現には至っていない。2024年7月の総選挙で14年ぶりに労働党スターマー政権となり、英国を立て直すとして、医療・介護改革、雇用改革、年金改革などに焦点が当てられている。新政府により実施されたNHSの第三者

調査では、現在の NHS は危機的状態にあると結論づけられ、また、社会福祉が直面している危機は悲惨と表現されている。その報告に根ざし、2025 年 7 月、NHS 改革のための 10 年保健計画（10 Year Health Plan）が公表され、「病気から予防へ」、「病院から地域へ」、「アナログからデジタルへ」を柱として改革を実施することが発表された。また、雇用支援改革のためのホワイトペーパー（Get Britain Working White Paper）やメイク・ワーク・ペイ（Make Work Pay）計画が打ち出されるだけでなく、2025 年 12 月には雇用権利法（Employment Rights Act 2025）が成立し、労働党政権による大規模な雇用改革が実施されている。2022 年は、年率 10% を超える物価上昇率が続き厳しい経済状況であった。2025 年現在はピーク時より低下しているものの、国家統計局（ONS）によると、2025 年 12 月は 3.4%であり、年間を通じて高止まりの傾向となっている。

（１）所管省庁等

年金等の社会保障は雇用・年金省（Department for Work and Pensions）、保健・医療等は保健社会省（Department of Health and Social Care）が所管している。

2 社会保険制度等

（１）概要

主な社会保険は、年金給付、傷病・失業による就労不能等に係る給付（退職年金、雇用・支援手当（Employment and Support Allowance）、遺族関連給付、求職者手当（Jobseeker's Allowance）等）を総合的に行う全住民を対象とした国民保険（National Insurance）に一元化されている。被用者に係る国民保険の保険料は、被用者と事業主とで負担する。

医療については、この国民保険制度とは別に、税金を財源とする 1948 年に創設された国営の国民保健サービス（NHS）¹として全住民を対象に原則無料で提供されている。

また、高齢者、障害者等に対する社会福祉サービスについては、地方自治体（原則広域自治体）において提供されている。

国民保険のために集められた保険料の一部は、NHS の費用として拠出される。NHS については、国民保険からの拠出金（国民保険料の 2 割程度）を除けば、税によって賄われている。なお、介護等の社会福祉サービスは、主に地方税、国庫交付金（概ね一般財源）などにより運営されている。

（２）年金制度

イ 概要

公的年金制度である国家年金（New State Pension）、低所得の高齢者向けの年金クレジ

¹ 4つの地域（イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）に分割され、医療サービスの内容や予算は、独立して運営されている。

ット (Pension Credit) のほか、職域年金 (企業年金)²などの私的年金により、高齢期の所得の確保が図られる構造となっている。2016 年 4 月 6 日以降に(2016 年度³から)、新たに支給開始年齢に到達した者については、国家第 2 年金が廃止され、国家年金のみの構造となった (下記口参照)。

他の先進諸国と比べた場合、英国の年金制度は、公的年金の給付水準が相対的に低いこと、公的年金の役割を縮小する政策を先駆的に実施し、私的年金の役割を拡大してきたことが特徴として挙げられる。公的年金の縮小を私的年金によって補うという明確な政策目的の下、公的年金が基礎部分のみカバーする、私的年金への依存度が高い年金制度ということができる。なお、私的年金のカバー率を引き上げる施策として、2008 年年金法 (The Pension Act 2008) により、事業主は一定の要件を満たす従業員について、政府が定める基準を満たす職域年金に自動加入 (automatic enrolment) させなければならないこととされている。

職域年金は、確定給付型から確定拠出型への移行が進んでいる。政府は、老後の年金計画を立てやすくするため、ペンション・ワイズ (Pension Wise) という公的な年金相談機関を 2015 年からスタートした。相談機関としては、ペンション・ワイズ (Pension Wise) のほか、年金アドバイザー・サービス (Pensions Advisory Service) 及びマネー・アドバイス・サービス (Money Advice Service) という組織が設けられていたが、これら 3 機関は、2019 年よりマネー・年金サービス (Money and Pensions Service (MaPS)) という単一の組織に統合された。

2024 年 7 月の総選挙で樹立された労働党政権の新政府は、英国の経済成長のための年金改革を発表した。第一段階は投資に焦点が当てられており、同年 11 月に公表された中間報告では、確定拠出年金 (DC) の投資への切り替えや、DC とイングランド及びウェールズの地方政府年金制度 (LGPS) の統合などに関する協議を開始することが発表された。

口 国家年金(New State Pension)

年金制度部分の基本的な構造は、長い間 2 階建ての制度であったが、構造のシンプル化が図られ、全就業者等を対象とする国家年金のみとなっている。義務教育終了年齢を超える全ての就業者 (所得が一定額以下の者を除く) は国民保険の保険料拠出義務がある。

国家年金においては、トリプルロックと呼ばれる仕組みが導入されており、2.5%、物価上昇率、賃金上昇率のいずれか一番高い率で年金額を改定することとされ、インフレを上回る改定が実施されている。なお、2022 年度の年金改定では、パンデミックの影響で賃金上昇率が 8 %を超えることが予想されたことから、一時的にトリプルロックを停止し、2.5%又は物価上昇率のいずれか高い率で改定を行うこととされた。結果、物価上昇率

² 民間の被用者だけでなく、公務員や国有企業の従業員などの特定の職域も対象に任意に設立されることから、職域年金と呼ばれている。

³ 年度とは、4 月 6 日から翌年 4 月 5 日までのことをいう。

(3.1%)での引上げとなっている。一方、2023年度の年金改定では、直近の急激な物価高騰を踏まえて、その改定率が注目されたが、結果としてトリプルロックを維持し、物価上昇率を反映した10.1%の引き上げが行われた。現労働党政権は、現議会が終了するまで（次の総選挙まで）トリプルロックを維持するとしており、2025年度は賃金上昇率を反映した4.1%の引上げとなっている。

また、2017年6月に公表された年金支給開始年齢に関する報告書では、支給開始年齢を68歳に引き上げる時期について、現行法で予定されている「2044年～2046年」から「2037年～2039年」へと7年前倒しすることが提言された。これを受けた2023年3月の見直しで、支給開始年齢を68歳に引き上げる時期については今後2年以内に審査するとした。2025年7月、雇用年金省は、3度目となる年金支給開始年齢見直しの開始を発表すると共に、年金制度全体の抜本改革のため年金委員会を再編成し、2027年までに制度全体の見直しを実施することを発表した。

ハ 年金クレジット (Pension Credit)

低所得の高齢者を対象に公的年金制度を補完する制度として年金クレジットが2003年10月より導入されている。当初は保証クレジット(Guarantee Credit)と貯蓄クレジット(Saving Credit)の2種類があったが、2016年4月以降、新年金制度の施行に伴い、貯蓄クレジットの新規適用は停止されている。

保証クレジットは、年金支給開始年齢以上で収入が適正額⁴に満たない場合、その差額を支給する制度である。

ニ 私的年金制度

近年、老後の所得保障における私的年金制度（職域年金や個人年金）の役割は大きくなってきている。従来、英国の職域年金は大部分が確定給付型であったが、新規採用者について確定拠出型への移行を表明する企業が急増しており、多くの企業が確定給付年金制度への新規加入を認めていないといわれている。

公的年金の役割縮小の方針と軌を一にして、2000年から2018年にかけて、職域年金加入者の保護の強化、規制緩和や制度の簡素化を通じて、私的年金の強化が図られた。2008年年金法により、全ての事業主は、一定の要件（22歳から法定定年年齢の間、年収10,000ポンド超（2022年度）であること、英国内で就労していること）に該当する従業員を、政府が定める基準を満たす職域年金⁵に自動加入（automatic enrolment）させなければならないこととされている。被用者は脱退を選択することも可能であるため、強制加

⁴ 2025年度は、単身世帯は週227.10ポンド、有配偶者世帯は週346.60ポンド。被扶養者がいる場合等は加算措置あり。収入額には、公的、私的年金のほか10,000ポンドを超える預貯金等は、500ポンド当たり週1ポンドの収入と換算して合算する。

⁵ 一定の確定給付型年金、事業主拠出率3%以上、被用者本人拠出率5%から成る確定拠出型年金。

入ではないが、被用者自らが加入手続を取ることなく自動的に加入する仕組みであることから、より多くの者が職域年金にカバーされるようになることが期待されている。

この職域年金への自動加入の仕組みは、従業員の規模に応じて 2012 年 10 月から段階的に施行され、2018 年 2 月以降は全ての企業に適用されている。なお、自ら職域年金を提供することができない企業が利用できるよう国家雇用貯蓄信託 (National Employment Saving Trust : NEST) という確定拠出プランが提供されるなど、中小企業等への配慮がなされている。

表 2-6-1 公的年金制度

名称		国民保険 (National Insurance)
根拠法		年金法 (Pension Act)
制度体系		
運営主体		雇用年金省 (Department for Work and Pensions) 及び歳入関税庁 (HM Revenue & Customs)
被保険者資格		16 歳以上年金支給開始年齢前の被用者及び自営業者は加入が義務。 ※ただし、賃金が報酬下限額 (Lower Earnings Limit: LEL、2025 年度においては週 125 ポンド) 未満の被用者及び年間収入 6,845 ポンド (2025 年度) 未満の自営業者は加入義務なし。
年金受給要件	支給開始年齢	66 歳 (2020 年 10 月 6 日以降) ※男女ともに 2026 年から 2028 年にかけて 67 歳に、2044 年から 2046 年にかけて 68 歳に引上げ予定。
	受給資格期間	10 年以上 (2016 年 4 月 6 日以降に受給年齢に達した者に適用)
	その他	-
給付水準		【基礎年金】 本人 230.25 ポンド/週 (2025 年度、満額、35 年拠出)
繰上 (早期) 支給制度		なし
年金受給中の就労		在職していても年金額の減額はなし。
財源	保険料	○被用者：被保険者適用賦課基準額 (Primary Threshold: PT、週 242 ポンド) 以上報酬上限額 (Upper Earnings Limit: UEL、週 967 ポンド) 以下の部分に対し 8% (2024 年 4 月以降)、報酬上限額 (UEL) 超の部分に対し 2% ○事業主：事業主適用賦課基準額 (Secondary Threshold: ST、週 96 ポンド) 以上の部分に対し 15% ○自営業者：週 3.50 ポンドに加え、

		年間利益のうち 12,570 ポンド～50,270 ポンドの部分 6% 年間利益のうち 50,270 ポンド以上の部分 2% (いずれも 2025 年度) 上記保険料により失業給付等もカバーされており、年金制度固有の保険料ではない。
	国庫負担	原則なし
その他の給付（障害、遺族等）	障害年金	新型雇用・支援給付(New-style ESA) ⁶ は、国民保険に必要な拠出を行った者が疾病や傷害のために就労できない場合に支払われる。障害程度の審査期間中は週 92.05 ポンド（16～24 歳は 72.90 ポンド）、審査終了後、就労は困難と判断された場合、上記の金額に加え最大週 48.50 ポンドが加算される。（2025 年度）
	遺族年金	【2017 年 4 月 6 日以降に死別した場合】 遺族支援手当(Bereavement Support Payment)は、国民保険料を 25 週間以上拠出した者であって、配偶者が就労中の事故又は就労に起因する疾病により死亡した場合に、最長 18 ヶ月間支払われる。児童手当受給資格者の場合は、初回 3,500 ポンド、以降毎月 350 ポンド、その他の者で妊婦以外の場合は、初回 2,500 ポンド、以降月 100 ポンド。（2025 年度）
実績	受給者数	約 1,320 万人（2025 年 8 月時点）
	支給総額	1,366 億ポンド（2024 年度）
	基金運用状況	賦課方式で運営されている。

資料出所：英国政府ポータルサイト GOV.UK <https://www.gov.uk/>

注：本編作成時の公表値に基づき掲載

（３）保健医療制度等

NHS によって、全ての住民に疾病予防やリハビリテーションを含めた包括的な医療サービスが、主として税財源により原則無料で提供されている⁷。

国民は、救急医療の場合を除き、①あらかじめ登録した一般家庭医（GP：General Practitioner）の診察を受けた上で、②必要に応じ、一般家庭医の紹介により病院の専門医を受診する仕組みとなっている。なお、民間保険や自費によるプライベート医療も行われている。

表 2-6-2 医療制度

⁶ 労働編 2（7）口も参照。

⁷ 外来処方薬については一処方当たり定額負担、歯科治療については 3 種類の定額負担が設けられている。なお、高齢者、低所得者、妊婦等については免除があり、薬剤については免除者が多い。

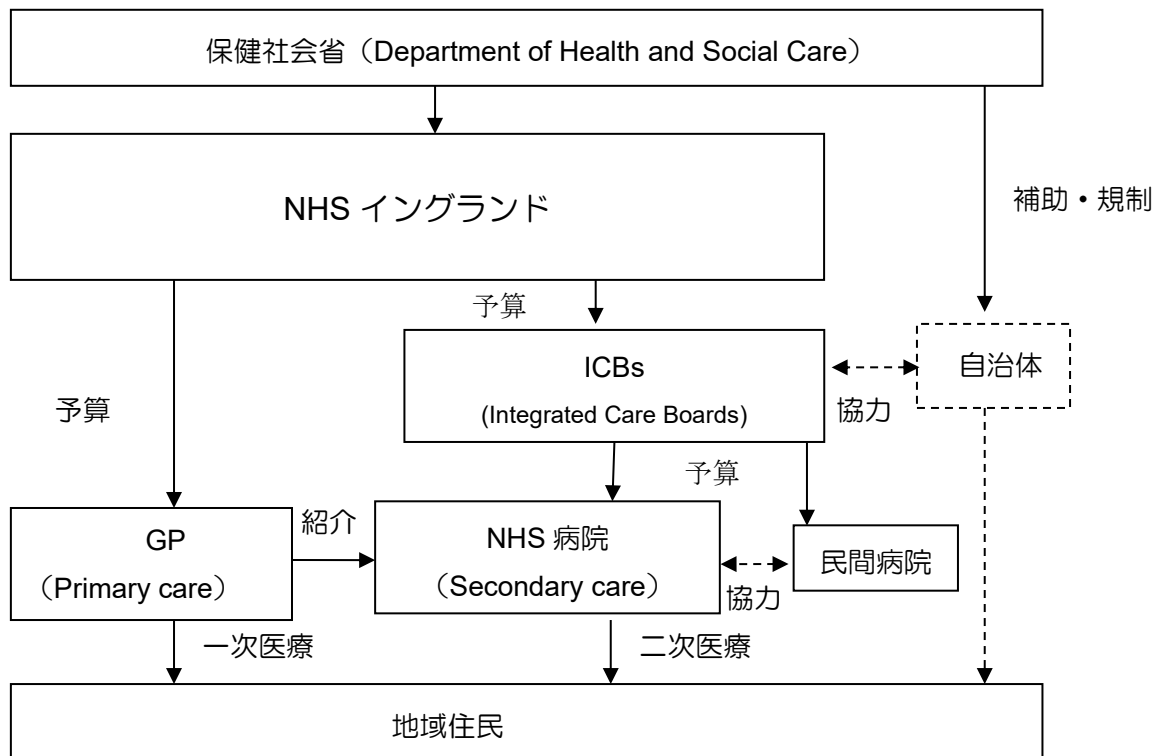
概要		主に税を財源とする国営の保健サービスとして全居住者を対象に原則無料で提供されている。
名称		国民保健サービス（National Health Service: NHS）
根拠法		国民保健サービス法（The National Health Service Act 1946）
運営主体		保健社会省（Department of Health and Social Care）
被保険者資格		-
給付対象		居住者
給付の種類		-
本人負担割合等		一般医療：無料 外来処方薬：1 処方当たり定額負担（9.90 ポンド）。あらかじめ 3 か月（32.05 ポンド）又は 12 か月（114.5 ポンド）について前払いし、処方当たりの定額負担をゼロとすることも可能。60 歳以上や 16 歳未満等の場合は無料。 歯科診療：治療内容に応じて 3 段階の定額負担（①検査等：27.40 ポンド、②充填作業、抜歯等：75.30 ポンド、③ブリッジ等：326.70 ポンド）
財源	保険料	税方式。ただし、国民保険料（※）の一部が NHS の費用に拠出されることになっている。 ※国民保険料 ○被用者：被保険者適用賦課基準額(Primary Threshold: PT、週 242 ポンド)以上報酬上限額(Upper Earnings Limit: UEL、週 967 ポンド)以下の部分に対し 8%、報酬上限額(UEL)超の部分に対し 2% ○事業主：事業主適用賦課基準額(Secondary Threshold: ST、週 96 ポンド)以上の部分に対し 15% ○自営業者：週 3.50 ポンドに加え、 年間利益のうち 12,570 ポンド～50,270 ポンドの部分 6% 年間利益のうち 50,270 ポンド以上の部分 2% (いずれも 2025 年度) ※労働や留学等で 6 か月以上英国に滞在する場合等には、査証取得・延長時に、NHS の利用料（Immigration Health Surcharge）として年間 1,035 ポンド（学生・18 歳未満の者は年間 776 ポンド）が徴収されている（観光等の場合には不要）。 ※なお、観光等で英国を訪れる一定の者については、「事故や救急サービス（入院した場合の緊急治療を含まない）」等の免除区分が適用されない限り、標準 NHS 料金の 150% が課される。
	政府負担	国民保険料からの拠出を除く部分（約 80%）
実績	加入者数	-
	支払総額	約 2,420 億ポンド（2024 年度）

資料出所：英国政府ポータルサイト GOV.UK <https://www.gov.uk/>

NHS ポータルサイト <https://www.nhs.uk/>

注：本編作成時の公表値に基づき掲載

図 2-6-3 NHS の体制（イングランドについて主な組織のみ記載）



資料出所：英保健社会省年次報告書（2024-2025）

注：NHS の予算管理等は、ICB（Integrated care board）により行われている。

3 公衆衛生施策

（1）公衆衛生サービス

公衆衛生サービスは、病院サービス、一般家庭医による GP サービスと並ぶ NHS の柱の一つである。従来は、各地域に設置されていたプライマリ・ケア・トラスト（PCT）が公衆衛生サービスを提供していたが、2012 年 NHS 改革法（Health and Social Care Act 2012）により、多くの公衆衛生サービスの提供は、2013 年から地方自治体の責務とされ、それまで PCT に雇用されていた保健師等の多くは地方自治体に移籍した。2025 年 7 月に公表された 10 カ年保健計画では、各地域ワンストップで保健サービスを提供する「地域保健サービス（Neighborhood Health Service）」を設置し、NHS による病院中心のケアから予防を重視した地域ケアに移行させるとした。

保健師は、疾病予防や健康指導に当たり、地域看護師は、患者の自宅を訪問して包帯の交換、注射、投薬管理を行う。また、一般家庭医サービスにおいても、一般家庭医が予防活動等に積極的に関与することが促進されており、公衆衛生サービスに従事する保健師等と一般家庭医はヘルスセンターと呼ばれる施設で共にサービス提供にあたる場合も多く、連携が取られている。

こうした公衆衛生サービスや一般家庭医サービスとして、健康診断、事後指導等による母子保健サービス、学校保健サービスや、訪問看護師による訪問、保健指導、看護サービスの提供等による老人保健サービス、障害者保健サービス、精神保健サービスのほか、予防接種、家族計画の指導等が実施されている。

また、全国レベルでは、これらの事業は、2012 年の制度改革以降、イングランド公衆衛生庁（Public Health England）によって担われていたが、2021 年、同庁が英国保健安全保障庁（UK Health Security Agency）に改組された際に、地域の公衆衛生に係る機能は、NHS イングランド等に移管された。

（２）医療施設

NHS では、英国に合法的に居住する者は、国籍にかかわらず、GP サービスに登録することができる（短期訪問で 24 時間以上 3 か月未満の滞在となる場合、一時患者（temporary patient）として登録可能）。救急医療の場合を除き、あらかじめ登録した一般家庭医の診察を受けた上で、必要に応じ、一般家庭医の紹介により病院の専門医を受診し、入院等する仕組みとなっている。医療施設は、主に一般家庭医の開設する GP 診療所（GP Surgery）と NHS 病院からなる。

（３）医療従事者

医師として診療に従事するためには、全国医事協議会（General Medical Council）に登録する必要があり、また、看護師又は助産師としての業務に従事するためには、看護師・助産師協議会（Nursing and Midwifery Council）に登録する必要がある。全国医事協議会、看護師・助産師協議会の統計によると、医師の登録数は 410,642 人（2026 年 2 月時点）、看護師・助産師の登録数は 841,175 人（2025 年 9 月時点）となっている。イングランドの NHS 病院等で働いている医師は 153,619 人（2025 年 11 月時点）、看護師・保健師・助産師は 398,427 人（同左）、また、プライマリ・ケアで働く GP は 38,220 人（2025 年 12 月時点）、看護師は 16,742 人（同左）となっている。

（４）薬事

医薬品の承認は、医薬品・医療製品規制庁（MHRA: Medicines and Healthcare products Regulatory Agency）が実施している。また、MHRA により、未承認医薬品へのアクセスを加速するための EAMS (Early Access Medicine Scheme) という仕組みが設けられている。

薬剤師や薬局に関する規制・監督は、全国薬事評議会（General Pharmaceutical Council）が実施している。医師が処方箋を交付し、薬局の薬剤師がその処方箋に基づき調剤を行う医薬分業が徹底されており、一般家庭医が原則一般名で処方した薬を、薬局で調剤する仕組みとなっている。医薬品は、要処方せん薬、薬局のみで販売できる薬、一般店で販売できる薬に 3 分類されている。医薬品を入手しやすくするよう、要処方せん薬を処方せんが不要な

薬に変更する方針が進められており、解熱鎮痛剤等については、一般店で販売されている。また、2005 年 4 月より、NHS と契約する地域薬局についても制限を緩和して大規模販売店等が参入しやすくなったほか、薬剤師による処方可能な薬剤の種類が増加し、薬剤師が様々な事項の相談に応じることができるようになった。他方、薬剤師の対面販売は義務付けられておらず、薬剤師の関与の下、処方せん薬のオンライン販売も実施されている。2024 年 1 月からは、特定の一般的な疾患に対して、医師の診断や処方を必要とせず薬剤師が患者の評価や治療を実施できる、薬局ファースト制度がイングランドで開始された。このような薬剤師による処方制度は、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドでは既に開始されている。なお、MHRA で承認された医薬品が NHS に採用されるためには、別途国立医療技術評価機構（NICE: National Institute for Health and Care Excellence）によって推奨される必要がある。

4 公的扶助制度

（１）概要

現金給付は、拋出制給付（退職年金等）、所得調査なしの非拋出制給付（障害手当等）及び所得調査付きの所得関連給付（所得補助等）に分類され、このうち所得関連給付が公的扶助に相当する。具体的には、所得調査制求職者給付（Income-based JSA）、給付付き税額控除である児童税額控除（Child Tax Credit）、就労税額控除（Working Tax Credit）等があるが、これらは多くの場合、後述のユニバーサル・クレジット（普遍的給付制度）に統合されている（詳細は下記（２）及び労働編 2（７）を参照）。

（２）ユニバーサル・クレジット（普遍的給付制度）

2010 年～2015 年、複雑な福祉関連給付の簡素化の観点から、就労税額控除、児童税額控除、住宅給付、所得補助、所得調査制求職者給付及び雇用・支援給付などの給付・税額控除を統合したユニバーサル・クレジット（新給付制度）を創設した。雇用年金省は、2013 年から段階的に統合される給付制度へ移行を開始し、2018 年末にユニバーサル・クレジットの導入が完了した。（詳細は労働編 2（７）を参照）

5 社会福祉制度

（１）高齢者を含む保健福祉サービス

イ 概要

保健医療サービスは国営の NHS が、福祉サービスは地方自治体が、それぞれその提供に責務を負う仕組みとなっている。福祉サービスについては、地方自治体が個々のサービスごとに申請を個別審査し、当該サービスが必要と判定された利用者に公営のサービスを直接提供する仕組みが採用されてきた。1993 年以降、地方自治体がケアマネジメントを通じて申請者個々の福祉ニーズを総合的に評価し、必要なサービスの質及び量を具体的に決定

した上で、最も効率的に提供できる供給者を競争で選び契約する方式が導入された。これにより福祉分野にも競争が導入され、地方自治体の福祉部局は、ケアマネジメント・サービス調達決定部門、直営サービス提供部門、不服審査・監査部門の3部門に再編され、従来主流であった自治体直営のサービスが縮小し、民間サービスへの移行が進んでいる。

ロ 高齢者介護

一般に、英国における介護（social care）支援は、地方自治体から提供される。具体的に支援を受ける手順は、日本の制度に類似している面もあり、概ね以下のような流れで行われる。

- ・ まず、介護施設への入居や介護者による補助など、介護支援を受けようとする者は、地方自治体の実施するニーズ評価（needs assessment）を受ける必要がある。ニーズ評価では、地方自治体のソーシャル・ワーカー等により、日常的な生活をこなせるかどうかを確認される。
- ・ 支援が必要であると判断された場合、財務評価（means test）を受けて、負担能力に応じて、地方自治体が支援に要する費用を負担するかどうか確認されることとなる。なお、ニーズ評価の結果、支援が不要と判断された場合でも、地方自治体は地域で受けられるサービスについてアドバイスを行う。
- ・ 財務評価では、地方自治体の担当者により、収入、年金、給付金、貯金、資産等介護支援についての支払い能力を確認される。
- ・ 貯蓄が23,250ポンド以下であるなど、地方自治体が介護費用を負担する場合、介護支援計画（Care and support plan）とともに、個人予算（Personal budget）が提供される。個人予算とは、必要とされる介護支援を提供するために、地方自治体が支払う金額であり、①地方自治体に管理を委託する、②他の組織（介護事業者等）へ支払う、③特定の指定した者に直接支払う、といった方法から受給方法を選ぶことができる。

ハ 認知症への取組

2015年、「認知症に対する行動計画2020」（Prime Minister's challenge on dementia 2020）が発表され、2020年までに、英国は世界の中で認知症のケアと支援において世界最高の国となること、認知症及びその他の神経関連疾患の研究によって世界で最高の場所となることを宣言したが、最終的な成果報告はなされていない。

また、保健社会省は、2022年5月に、今後、認知症に取り組むための新たな10年計画を策定することを発表した。その具体的な内容については公表されていない。他方で、2023年8月に発表された健康に関する主要疾患戦略（Major Conditions Strategy）に認知症が含まれ、予防・早期介入・診断・研究等に焦点が当てられた。労働党新政権では、

在宅ケアへの移行や予防に焦点を当て医療・介護改革に取り組むことが発表されており、2025 年 7 月に発表された 10 カ年保健計画にも認知症ケアを改善するために取り組むことが含まれている。

（２）障害者保健福祉施策

イ 身体障害者及び知的障害者

可能な限り地域で自立した生活を可能とするリハビリテーションの理念の下、地方自治体が中心となって、NHS、教育機関、ボランティア団体等と連携しつつ、デイケア、ホームヘルプサービス、施設、給食、補装具の支給、住宅改造、職業訓練等のサービスを提供している。また、障害による就労不能を事由とする雇用・支援給付や、重度障害による生活費の加重を補う障害者生活手当等の現金給付がある。さらに、障害者の権利保護や障害者差別の解消のための普及啓発等を行う機関として、法的執行権限を有する独立機関である平等人権委員会が有用な役割を果たしている。

ロ 精神障害者

精神保健サービスは NHS が、福祉サービスは地方自治体が、関係諸機関と連携しつつ提供している。精神保健スタッフの増員、青少年期の精神疾患が放置されないよう治療につなぐチームの設置、急性期患者の抱える「危機」に迅速に対応し無用の入院を回避するチームの整備、女性専用のデイセンターの整備等が図られてきた。

精神疾患の患者やその家族がサービスの利用や決定に関する全ての側面で関与できるようにすること、より多くの人々がエビデンスに基づいた治療にアクセスできるようにすること、学校や大学などが早期に介入すること、精神疾患の患者の喫煙、肥満などの対策に取り組むこと、偏見や差別の解消に取り組むことなどが掲げられてきている。

2016 年度の予算では、障害者サービスについて、就労を中心としつつ、働けない者への支援を拡充し、医療と雇用の連携を進めることを発表しており、その一環として、雇用と健康プログラム(Work and Health Programme)が 2017 年秋以降段階的に実施されている（詳細は労働編 2（３）参照）。

福祉サービスについては地方自治体が中心となってデイセンター、入所施設等が提供される。地方自治体の精神ソーシャル・ワーカーは、NHS の専門家との連携の下、患者及びその家族のカウンセリングを担当するほか、患者に自傷他害のおそれがある等の場合には措置入院の申請なども行っている。

（３）メンタルヘルス

英国では、6 人に 1 人の成人がメンタルヘルスの問題を抱えているとされ、NHS を中心としてメンタルヘルス対策にも重点が置かれている。特に、若者に対する対策が特徴的であり、NHS の地域のメンタルヘルス支援チーム (Mental Health Support Team) により、

学校に通う生徒や親に対する個人面談や、学校におけるメンタルヘルス対策の導入支援等が行われている。

2022 年ジョンソン政権下では、2030 年までに健康寿命の地域格差を縮小し、2035 年までに健康寿命を 5 年延ばすという政府計画の一環として、メンタルヘルス 10 年計画が検討された。現在、雇用率低下の一因としてメンタルヘルス問題が取り上げられており、新労働党政権は雇用支援改革のためのホワイトペーパーを発表し、失業の根本原因に対処するため、メンタルヘルスサポートへのアクセス拡大に取り組むとしている。

(4) 貧困対策等

イ 貧困対策

格差問題への対策として「社会の流動性」(Social Mobility) の確保が政策的に高い位置付けを与えられており、分野横断的に諸般の対策が講じられている。

現・労働党政権においても、雇用や貧困対策はマニフェストに掲げられ、その一環として最低賃金の引き上げ、エネルギーコストや住宅価格の引き下げ、保育へのアクセス拡大などに取り組んでいる。

ロ 仕事と家庭の両立支援策

日本の育児休業制度に当たる、出産休暇、父親休暇⁸の付与などの施策が講じられている。保育サービスについては、公立、営利企業、非営利団体、個人等の多様な主体が、保育所 (day nursery)、プレイ・グループ (play group)、チャイルド・マインダー (child minder)、ベビーシッター、学童保育、休日学童保育等の様々なサービスを提供している。また、早期教育については、幼稚園 (nursery school) があるほか、小学校もレセプションクラスとして就学前の児童を受け入れている。

2002 年から、早期教育も保育も教育省が所管しており、両者の統合が図られている。

幼稚園、レセプションクラスは原則半日、無料であるのに対して、保育サービスは、サービス提供の時間、場所等は多様であるものの原則自己負担とされているが、現在は、条件を満たす場合に 2 歳児が週 15 時間、イングランド在住の全ての 3 歳児から 4 歳児が週 15 時間・年間 38 週の無料早期教育サービスの対象となっている。保育サービスについては、2025 年 9 月からは、親が就労している場合、生後 9 ヶ月から学齢期までの児童が最大 30 時間の無料サービスの対象となった。

(5) 孤独対策

メイ政権において孤独の問題は現代における公共保健上の最大の課題の一つであるとし、

⁸ 出産休暇及び父親休暇は、英国労働編 3 (8) 参照。

2018 年には、「孤独担当大臣」⁹が任命されたほか、英政府初となる以下の政府横断的な孤独戦略が策定された。

- ①かかりつけ医による地域活動やコミュニティ活動の紹介
 - ②事業者による従業員の健康や社会生活の支援
 - ③郵便配達員による通常業務の一環での見守り実施（政府とロイヤルメールが提携）
 - ④コミュニティカフェやアート空間等のコミュニティスペースの増設
 - ⑤小中学校の人間関係教育の中への孤独問題の組み込み
 - ⑥各省施策の中に孤独対策の視点の取入れ
 - ⑦長期的健康課題を抱える人々へのボランティア活動を支援する試験プロジェクトの実施
- 「孤独担当大臣」の任命は 2022 年以降されていないが、スナク政権でも上記孤独戦略に基づきコロナ禍による孤独等への取組が行われた。

6 近年の動き、課題、今後の展望等

（１）年金制度

2014 年年金法(The Pension Act 2014)では年金支給開始年齢に関する報告書を定期的に作成することが定められており、2017 年に最初の政府報告書が公表された。報告書では、

- 支給開始年齢を 67 歳から 68 歳に引き上げる時期について、現行法で予定されている「2044 年～2046 年」から、「2037 年～2039 年」へと 7 年前倒しすること
- 支給開始年齢引上げの見直しに必要な法改正については、2 年に 1 度公表される最新の生命表を踏まえつつ、十分な予告期間を持って行うこと

が提言として盛り込まれている。引上げ時期の前倒しにより合計 740 億ポンド（2017～18 年度の物価水準で試算）の歳出削減が見込めるとしている。また、政府として、①介護しながら働く者の支援を含めた就業者に対する総合的な対策の構築、②年金支給開始年齢の引上げや普遍的給付の導入による影響を踏まえた福祉制度の見直しの検討、などを行うことを示している。

2023 年に公表された 2 度目のレビューでは、支給開始年齢を 68 歳に引き上げる時期について、今後 2 年以内に審査するとされた。

2025 年 7 月、政府は 3 度目となる年金支給開始年齢レビューの開始を発表すると共に、年金制度全体の抜本改革のため年金委員会を再編成し、2027 年までに制度全体の見直しを実施することを発表した。

⁹ Minister for Loneliness。閣僚ではなく、デジタル・メディア・文化・スポーツ省及び市民社会庁を担当する政務次官（日本の政務官に相当）に政府横断的な孤独対策という担務が付与されたもの。ジョンソン政権になってからは政府横断的（Cross governmental）の語は明示されず、単に孤独（Loneliness）が担務として挙げられているのみとなり、スナク政権では孤独が担務として挙げられている政務次官はおらず、スポーツ・賭博・市民社会を担当する政務次官が所掌することになった。

（２）介護制度

英国では、介護を必要とする者に対する支援の水準が一般的に低く、介護の支援を受けるためには財務評価が必要となる制度とも相まって、「介護を受けるためには、家を売らなければならない」と表現されることもあった。2019 年の保守党マニフェストにおいては、介護制度の充実の項目に、「Nobody needing care should be forced to sell their home to pay for it」という政策が掲げられている。

こうした状況を受け、2021 年 9 月に、ジョンソン政権が、次の内容を含む介護制度改革案を提案した。

- ① 2022 年 4 月から 1.25%の医療・介護負担金（Health and Social Care Levy）を導入し、医療・介護制度を強化する。これは、国民保険料をベースにするが、2023 年から法的に分離される。このうち、54 億ポンドの収入は、今後 3 年間（2022 年から 2025 年）の高齢者介護に使用される。
- ② 2023 年 10 月から、介護の生涯自己負担額の上限額として、86,000 ポンドを新たに設定する。これは、住んでいる場所、年齢、状態、収入に関係なく適用される。なお、介護の生涯自己負担額の上限のための法的枠組みは、既に 2014 年介護法（The Care Act 2014）によって提供されているが、財源の問題等から関連する条項は施行されておらず、介護の生涯自己負担額の上限額もこれまで設けられていなかった。
- ③ 2023 年 10 月から、地方自治体による財務評価の資産上限（これを超えると地方自治体の支援を受けられなくなる基準）を 23,250 ポンドから 100,000 ポンドに引き上げる。また、資産下限（資産から介護費用を拠出する必要がなくなる基準）は、14,250 ポンドから 20,000 ポンドに引き上げられる。
- ④ 介護従事者のための数十万人規模の研修や資格取得、専門能力開発などに、今後 3 年間で少なくとも 5 億ポンドの投資を行う。

本改革のうち、医療・介護負担金については、実際に 2022 年 4 月から国民保険料の引上げが行われた。しかし、2022 年 9 月のトラス政権の誕生後、経済政策の一環として、同年 11 月から国民保険料を元の水準に戻すことが発表され、2023 年からの医療・介護負担金の導入も撤回された。その後、生涯介護費用キャップ制等の 2023 年 10 月から導入することとされていた改革についても、2022 年 10 月に誕生したスナク政権の秋の演説（Autumn Statement 2022）において、地方自治体からの準備に関する懸念の声を踏まえて、2025 年まで延期するとしていたが、2024 年 7 月労働党政権によってこの改革の中止が発表された。

なお、一連の改革で、医療・介護サービスの統合が主要な課題の 1 つとして上げられており、2022 年新たにイングランド各地域への Integrated care systems（ICSs）の設置が法定化され、統合ケアの提供を推進していくこととされた。ICSs は、NHS・地方自治体・パートナーを集めた ICS 医療・介護パートナーシップ及び ICS・NHS 機関からなり、ICS・NHS 機関は ICS の日々の運営に責任を持ち、ICS 医療・介護パートナーシップは統合を支援するシステムをまとめ、システムの医療、公衆衛生、介護のニーズに対処する計画を策定する。

（３）政権交代の影響

国内の公的医療サービスの悪化や生活費の高騰などから保守党の支持率は低下し、2024 年 7 月に行われた総選挙では、労働党が勝利し 14 年ぶりの政権交代となった。労働党のマニフェストには、NHS 改革や地域医療の充実、メンタルヘルス対策等が含まれており、在宅ケアへの移行や予防に焦点を当てた医療・介護改革に取り組むことが発表されている。新政府により現在の国内医療状況把握のために実施された NHS 第三者調査では、現在の NHS は危機的状態にあると結論づけられ、また、社会福祉が直面している危機は悲惨と表現されており、政府はその報告に根ざし、2025 年 7 月に NHS 改革のための 10 カ年保健計画を発表した。この計画は、「病気から予防へ」、「病院から地域へ」、「アナログからデジタルへ」の 3 つを柱としており、在宅ケアへの移行や予防に焦点を当てた医療・介護改革を行い、増大する診療待機リストなど深刻化している公的医療サービスの改善に取り組むとしている。2025 年 3 月、スターマー首相は、NHS 改革の一環として NHS イングランドを廃止しその機能を保健社会省に戻すことを発表しており、この組織再編には 2 年程度要すると見込まれている。

また、社会福祉改革のための独立委員会の設置を発表しており、2026 年半ばに社会福祉問題を特定した中期的な改革提言を行い、2028 年に国内高齢化対策のための長期的な提言が出される予定となっている。

雇用改革や貧困対策も政府の優先事項の一つに挙げられ、雇用支援改革のためのホワイトペーパーやメイク・ワーク・ペイ計画が打ち出され、2025 年 12 月には雇用権利法（Employment Rights Act 2025）が成立した。一連の改革では、最低賃金の引き上げ、柔軟な勤務形態、育児や介護休暇の見直し、メンタルヘルスサポートへのアクセス拡大などに取り組むとされ、英国の経済成長促進のため雇用環境を改善させるとしている。

年金制度についても、英国の経済成長のため投資に焦点を当てた大規模な年金改革の実施を明らかにしており、2024 年 11 月に公表された第一段階の中間報告では、確定拠出年金と地方政府年金制度の統合などに関する協議を開始することが発表された。2025 年 6 月、確定拠出年金標準設定の義務づけなどを盛り込んだ年金基本法案（Pension Schemes Bill）が提出された。

（資料出所）

- 英国政府ポータルサイト GOV.UK <https://www.gov.uk/>
- 保健社会省（Department of Health and Social Care）
<https://www.gov.uk/government/organisations/department-of-health-and-social-care>
- 雇用年金省（Department for Work and Pensions）
<https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-work-pensions>